

搬入できる草・木・剪定枝とは

業者に依頼をしていないもののみ

(事業に伴い発生したものは受付できません。)

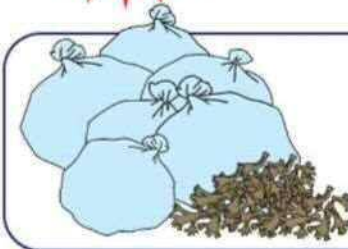


たとえば

- 自分で、草取りをしたもの
- 自分で、庭木を剪定したもの

少量(1回2袋)であったり、もえるゴミの袋に入る大きさのものであれば、

もえるゴミの袋で出してもOK!!



量が多い!!
枝木が大きくて、もえるゴミ袋に
切っていれるのが大変だ!!

須恵町環境美化集積所へ

自己搬入



自己搬入の仕方は!

1 役場【地域振興課】で、申請書に記入し、搬入許可証をもらう。

2 許可証をもって、須恵町環境美化集積所(ボタ山)へ搬入する。
場所については、お電話または、許可申請の時に尋ね下さい。

申請書は

住所、氏名、搬入車の種類、搬入回数、搬入日の記入が必要です。

申請は、月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分



搬入できる日、時間は

毎週 日曜日・水曜日・金曜日 午前8:30から午後4:30まで

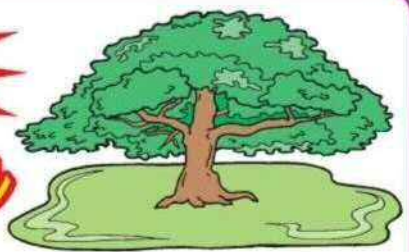
(連休・お盆・年末年始は、変更になることがございます。町広報等で、ご確認下さい。)

許可証(写)

草木等搬入申請証	
住所	須恵町大字
申請者名	姓 名 姓 名 姓 名
事業名	区
搬入内容	草・枝木・葉等・剪定枝(区)
搬入車両	普通車 軽自動車 トラック トラック
区番号	区 番号
搬入年月日	平成 年 月 日 (本町では上記区のみ有効)
処 理 料	無料
搬入場所	須恵町環境美化集積所
搬入日	日曜日、水曜日、金曜日 (休み: 月曜日、火曜日、木曜日、土曜日、年末年始)
搬入時間	午前8時30分～午後5時15分 (正午～午後1時では休時間)
注意事項(搬入前に必ずお読み下さい。)	
1. 施設内では、係員の指示に従い、搬入者自身で搬入して下さい。	
2. 草と枝木は異なる場所へ運ぶので、係員の指示に従って下さい。	
3. 搬入内容が許可と異なるものは、搬入できません。	
4. ビニール袋等に入れて搬入された場合、ビニール袋から出して降ろして下さい。	
5. 事業等に発生した剪定枝等は、搬入できません。	
※草木以外の搬入はできません!	
上記の木の搬入をお願いします。	
許可日	平成 年 月 日 会 計 課 須恵町 地域振興課



草・木のリサイクル(資源化)のため、
下記のことを厳守してください。



- 草と木(枝)は、分別して降ろす。
- ビニール袋等に入れて搬入された場合
ビニール袋から出して降ろす。